

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会

第1回輸送交通専門委員会



日時：令和6年2月8日（木）10時30分

場所：むつ市役所 第4会議室

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

第1回輸送交通専門委員会 次第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 委員紹介

4. 報 告

- 報告第1号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポの概要について 1
- 報告第2号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポの開催準備経過について 5
- 報告第3号 第80回国民スポーツ大会むつ市実行委員会開催推進総合計画 8
- 報告第4号 先催県視察概要 12

5. 議 事

- 議案第1号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画（案） . 22
- 議案第2号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通業務実施要項（案） 24
- 議案第3号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市警備・消防防災基本計画（案） 27

6. 閉 会

《参考資料》

- 〈資料①〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則 28
- 〈資料②〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 33
- 〈資料③〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程 34
- 〈資料④〉青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図 36

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの概要

1 目的

国民体育大会（国民スポーツ大会）は、昭和21年京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から開催されてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から開催されてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年に、第1回大会が開催され、以降、毎年、国体終了後に開催されています。

障害のある選手が競技等を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催都道府県とし、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、及び会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会をはじめ、文部科学省や都道府県・指定都市となります。

3 開催時期、期間

【国民スポーツ大会】

開催時期：令和8年10月10日（土）～10月20日（火）

開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

開催時期：令和8年10月23日（金）～10月26日（月）

開催期間：4日間

4 大会名称・愛称・スローガン・マスコットキャラクター

国民体育大会は、令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、「国民スポーツ大会」に名称変更され、略称「国スポ（こくすぽ）」となります。

○大会名称：「第80回国民スポーツ大会」「第25回全国障害者スポーツ大会」

○愛称：「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

○スローガン：「翔ける未来へ縄文の風に乗って」

翔ける未来へ縄文の風に乗って

- 規定書体デザイン組合せ



- 公式マスコット：「アップリート君」



5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

〈正式競技〉 37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

- 毎年実施競技（36 競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

- 隔年実施競技（1 競技）

ボクシング、クレ射撃のうち青森大会ではクレ射撃を実施

〈特別競技〉 1 競技

高等学校野球（硬式及び軟式）

〈公開競技〉 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

〈デモンストレーションスポーツ〉 38 競技

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外のもの（種別・年齢等）で、原則として県内居住者を対象に実施することができる競技

【全国障害者スポーツ大会】

〈正式競技〉 14 競技

個人競技	競技名	障害種別	団体競技	競技名	障害種別
		陸上競技		身・知	
	水泳	身・知		車いすバスケットボール	身
	アーチェリー	身		ソフトボール	知
	卓球(サウンドテーブルテニス含む)	身・知・精		グラウンドソフトボール	身
	フライングディスク	身・知		フットソフトボール	知
	ボウリング	知		バレーボール	身・知・精
	ボッチャ	身		サッカー	知

〈オープン競技〉 3 競技

競技名	障害種別
ブラインドテニス	身
ファイン・ボール	身
デフボウリング	身

第80回国民スポーツ大会むつ市開催予定競技

■正式競技

	競技・種目名	種別	開催予定施設
1	ローイング	全種別	大湊特設ローイング会場 (海上自衛隊大湊地方総監部敷地内)
2	バスケットボール	成年女子	むつマエダアリーナ
3	セーリング	全種別	大平マリーナ
4	フェンシング	全種別	むつマエダアリーナ



【競技別会期】

競技名	競技別会期
セーリング	令和8年 9月 4日(金)～ 9月 7日(月)
ローイング	令和8年 9月10日(木)～ 9月13日(日)
フェンシング	令和8年10月10日(土)～10月13日(火)
バスケットボール	令和8年10月15日(木)～10月18日(日)

■デモンストレーションスポーツ

	競技・種目名	開催予定施設
1	フライングディスク	しもきた克雪ドーム及びびウェルネスはらっばる

【会期】 令和8年7月(予定)



第25回全国障害者スポーツ大会むつ市開催競技

■正式競技

	競技名	障害区分	開催予定施設
1	バスケットボール(男・女)	知的	むつマエダアリーナ

【競技別会期】

競技名	競技別会期
バスケットボール	令和8年10月23日(金)～10月26日(月)



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 度	月	内 容
平成25年度	6	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を青森県、青森県議会及び青森県教育委員会に提出
平成26年度	6～	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(平成27年7月までに全6回開催)
平成27年度	9	青森県知事が青森県議会(平成27年9月議会)の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11	青森県知事、青森県教育長、青森県体育協会会長が、文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	1	(公財)日本体育協会理事会において開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
平成28年度	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会を開催 開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成29年度	4	会場地市町村第一次選定 【バスケットボール(成年女子)、フェンシング】
	5	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会を開催
	1	会場地市町村第二次選定 【ボート、セーリング】 青森県準備委員会においてデモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定
平成30年度	7	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催
	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
	10	「福井しあわせ元気国体2018」視察
	12	デモンストレーションスポーツ会場地市町村第一次選定 【フライングディスク】

年 度	月	内 容
令和元年度	6～ 1	中央競技団体正規視察（4競技） 【セーリング(6月)】 【フェンシング(8月)】 【ボート(10月)】 【バスケットボール(1月)】
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
令和2年度	6	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催 (書面決議)
	9	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定 これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和3年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催 (書面決議)
令和4年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会を開催 (書面決議)
	10	「いちご一会とちぎ国体」視察
	1	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会設立総会・第1回総会を開催（R5.1.30）
令和5年度	5	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会を開催（R5.5.19）
	7	日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の令和8年青森県開催正式決定（R5.7.20）
	8	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会を開催 (R5.8.31)
	9	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第1回総会を開催 (R5.9.13)
	10	「燃ゆる感動かごしま国体」視察

年 度	月	内 容
令和5年度	12	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿児島市、いちき串木野市、垂水市） 「SAGA2024国スポ障スポ」リハーサル大会フェンシング競技視察（佐賀市）
	1	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会（鹿屋市）

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画

1. 趣旨

第80回国民スポーツ大会（青の煌めき^{きら}あおもり国スポ）の成功に向け、市民総参加により、一人ひとりの英知を結集し、地域資源を活かしたむつ市の魅力を発信する大会とするため、むつ市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2. 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国民スポーツ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツを通じて未来のまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

国民スポーツ大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につながる。

（5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、青森国スポの開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することと、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、交通公共機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期すため、警察・消防その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

3. 年次計画

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画の年次計画は別表のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年度 開催県	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
主要行事		日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察 大会開催・会期決定		中央競技団体最終視察 リハーサル大会	第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者 スポーツ大会
準備組織	準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会/ 実行委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催 総務企画専門委員会設置開催 競技式典専門委員会設置開催 宿泊衛生専門委員会設置開催 輸送交通専門委員会設置開催	実行委員会第2回総会	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会
総務企画財務	県準備委員会との連絡調整	県実行委員会との連絡調整			
		開催推進総合計画 策定・進行管理			
		協賛金取扱要項策定	協賛の推進		
	リハーサル大会 開催経費検討		リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会予算 執行・決算	
	大会経費検討			大会予算編成	大会予算 執行・決算
			識別用品整備要項作成	リハーサル大会識別用品整備	大会識別用品整備
			遺失物・拾得物取扱要項作成	リハーサル大会 遺失物・取得物取扱実施	大会遺失物・拾得物取扱実施
			保険加入要項作成	リハーサル大会保険加入	大会保険加入
広報	市ホームページ情報提供		実行委員会ホームページ 開設・運営		
		広報基本計画策定	広報啓発活動の推進		
			大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動の推進		
		ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・要請	大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア配置
			リハーサル大会 ボランティア業務計画策定	リハーサル大会 ボランティア配置	
観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし 実施要項作成	歓迎装飾・ ガイドブック等の検討	歓迎装飾・ ガイドブック等の配付
			案内所・休憩所等 設置運営要項作成	リハーサル大会 案内所・休憩所等設置	案内所・休憩所等設置
			売店設置運営要項作成	リハーサル大会売店設置	売店設置

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年度 開催県		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
		令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
競技式典関係	競技		競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		競技用具整備計画調査・検討	競技用具整備計画策定	競技用具整備		
		競技役員編成案調査・検討				競技役員編成・委嘱
競技会係員・補助員 編成案調査・検討				競技会係員・補助員 編成案決定	競技会係員・補助員 編成・委嘱	
リハーサル大会実施検討		リハーサル大会 開催基本計画策定	競技別リハーサル大会 実施要項作成	リハーサル大会実施		
デモスポ開催競技実施検討				デモスポ実施要項策定	デモスポ実施	
			情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成	臨時通信施設架設設置	
	式典		式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技 開閉式・表彰式実施
			炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・ 要項作成		炬火イベント実施
	施設		施設整備基本計画策定	リハーサル大会 会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 大会会場設営仕様書策定	大会会場設営
		競技施設整備の実施				
宿泊衛生関係	宿泊		宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	宿泊本部設置
		仮配宿シミュレーション				大会配宿実施
				弁当調達要項作成	リハーサル大会 弁当調達実施	大会弁当調達実施
	医事・衛生		医事・衛生基本計画策定			医事・衛生本部設置 救護所設置
		医療救護要項作成	医療救護 実施マニュアル作成	救護所設置計画作成		
		防疫対策要項作成	リハーサル大会 救護所設置計画作成	リハーサル大会 救護所設置		
		食品衛生対策要項作成	感染対策マニュアル作成			
		環境衛生対策要項作成	食品衛生対策 実施マニュアル作成			
			環境衛生対策 実施マニュアル作成			
輸送交通関係	輸送交通		輸送・交通基本計画策定			輸送本部設置
			輸送・交通業務対策要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	
			駐車場等調査・確保	リハーサル大会 輸送計画作成	リハーサル大会 輸送計画実施	
	警備消防		警備・消防防災基本計画策定	警備・消防実施要項作成	警備・消防計画作成	警備・消防本部設置
			リハーサル大会 警備・消防計画作成	リハーサル大会 警備・消防本部設置		

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会視察概要

大会概要

当初、令和2年に第75回国民体育大会・第20回障害者スポーツ大会として開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となり、令和5年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催された。愛称は「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」となる。

会期

【国民体育大会（正式競技、特別競技）】

○会期前競技：令和5年9月16日～9月24日

○本会期：令和5年10月7日～10月17日

【全国障害者スポーツ大会】

○令和5年10月28日～10月30日

視察先

【国民体育大会】

視察競技	視察期間	視察先
ローイング	9/22～9/24	鹿屋市
セーリング	10/10～10/11	鹿児島市
フェンシング	10/10～10/11	垂水市
バスケットボール(成年女子)	10/12	始良市

【全国障害者スポーツ大会】

視察競技	視察期間	視察先
バスケットボール(知的)	10/29	始良市

視察内容

I 総務企画関係

○ 歓迎装飾



横断幕（鹿屋市）



交通機関案内看板（鹿児島中央駅）



手作りのぼり旗（始良市）



階段装飾（鹿児島空港）

○ 識別用品



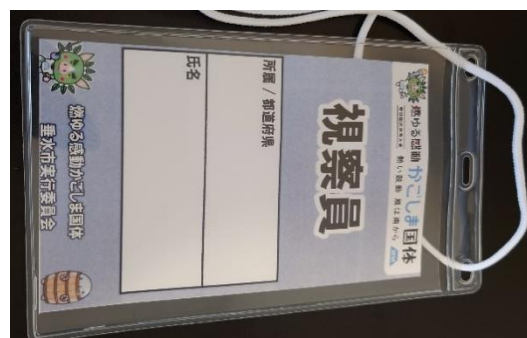
バスト、帽子（鹿屋市）



ウィンドブレーカー、帽子（鹿児島市）



視察員用バスト（鹿児島市）



ADカード（垂水市）

○おもてなし・売店



ガネ天・かるかんふるまい（鹿屋市）



高校生によるふるまい（始良市）



売店（鹿児島市）



茶ぶし味噌・かるかん・箸ふるまい（始良市障スポ）

○啓発物品



鹿屋市



始良市

○その他



実行委員会車両（鹿屋市）



国体ポロシャツ着用駅員（鹿児島市）

Ⅱ 宿泊衛生関係

○ 幹旋弁当



カンパチ弁当（鹿児島市）

○ 救護



救護所（鹿児島市）

Ⅲ 輸送交通関係

○ 交通看板



鹿児島市

○ 計画バス時刻表



鹿屋市



垂水市

IV 競技会動員関係

○ 競技会係員（市職員）



総合受付（垂水市）



表彰式準備（垂水市）



A Dカードチェック（鹿屋市）



環境美化（鹿児島市）

○ 競技会補助員・ボランティア



ドリンクコーナー（鹿児島市）



総合案内所（垂水市）



弁当引換所（鹿屋市）



表彰式（鹿屋市）

V 競技式典関係

○ローイング



会場前看板



休憩所



本部棟



ビジョンカー中継



発艇（スタート）



観戦スタンド



表彰式



○セーリング



会場案内図



ディンギーバース（艇置場）



スロープ



浮棧橋・救助艇



休憩所・観覧席



チャイルドルーム



表彰式



○フェンシング



仮設通路



選手控所



応援装飾



競技会場



審判器



表彰式



○バスケットボール（成年女子）



歓迎装飾



会場内装飾



競技会場

組み合わせ表

＜成年女子＞

県	対戦相手	試合結果
滋賀県	山形県	21-18
宮城県	北海道	23-19
秋田県	愛知県	24-17
埼玉県	東京都	25-16
山梨県	福岡県	26-15
静岡県	石川県	27-14
山口県	岡山県	28-13
愛知県	東京都	29-12

組合せ表



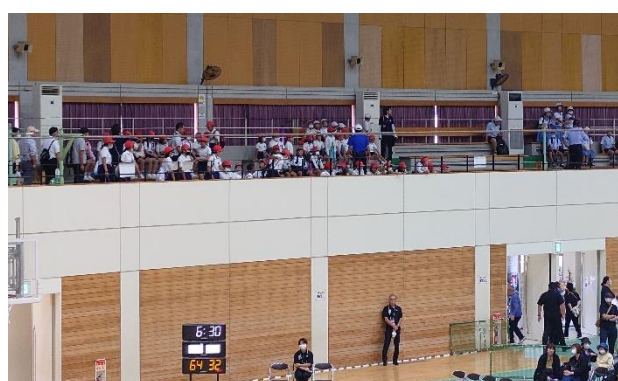
ふるまいコーナー・売店



休憩所



ふるまい品（どら焼き、蒲生和紙バッグ）



学校観戦

○バスケットボール（知的）



看板、横断幕



受付・案内所（関係者用）



歓迎装飾（モザイクアート）



選手控室



情報保障席



競技会場



表彰式



青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

① 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

② 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

③ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

① 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

② 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

① 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

② 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限
定し、一般車両（一般観覧車車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な
措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極
的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

（４）環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交
通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ① 選手・監督
- ② 競技役員、競技補助員
- ③ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④ 報道関係者、視察員
- ⑤ 一般観覧者
- ⑥ その他、実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

（3）輸送交通業務の範囲

- ① 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- ② 実行委員会が借上げて行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル満）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 輸送力の確保

（1）車両の確保

計画輸送のため、関係機関・団体等の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保する。

（2）臨時バスの運行等

臨時バスの運行が必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対し、協力の要請を行うとともに、必要な措置を講じる。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中は、予備車を準備し緊急時に備える。

5 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

① 輸送計画の作成

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

② 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

③ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

④ 誘導案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

⑤ 広域配宿における輸送

広域配宿によってむつ市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要がある場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

⑥ 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技がむつ市とむつ市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

⑦ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

⑧ バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

(2) 交通業務の内容

① 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

② 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

③ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

④ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

⑤ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

⑥ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

⑦ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

⑧ 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

⑨ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策、及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市開催における警備・消防防災業務については、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保、及び非常時における緊急対応に万全を期することを目的とする。

2 基本事項

(1) 警備対策

- ① 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。
- ② 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

- ① 競技会場等における火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。
- ② 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

むつ市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関との連絡調整

警備・消防防災業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長を持って充てる。

3 副委員長は、副会長を持って充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年9月13日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第11条第4項第5号
に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図

